貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和６年８月)

８月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局累積違反点数
1	株式会社ノースジャパン北海道（法人番号５４４００１００５７５９）　代表者出町捷敏	北海道北斗市村山１６１番地１	本社営業所	北海道北斗市村山１６１番地１	R6.08.30	輸送施設の使用停止（２００日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他１１件	令和６年１月１８日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１２件の違反が認められた。（１）運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法（以下「法」）第９条の２第１項）、（２）運送引受書の交付義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第７条の２第１項）、（３）疾病、疲労等のおそれのある乗務（運輸規則第２１条第５項）、（４）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（５）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第１項、第２項、第４項）、（６）運行記録計による記録義務違反（運輸規則第２６条第１項）、（７）運行指示書の作成、指示又は携行義務違反（運輸規則第２８条の２第１項）、（８）運行指示書の記載事項義務違反（運輸規則第２８条の２第１項）、（９）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（１０）書類の適切管理義務違反（運輸規則第６９条）、（１１）輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反（運輸規則第４７条の７第１項）、（１２）報告義務違反（法第９４条第１項）	20	20
2	株式会社樽前観光サービス（法人番号２４３０００１０５３２２５）　代表者平泉憲志	北海道苫小牧市沼ノ端２５５番地２３	本社営業所	北海道苫小牧市沼ノ端２５５番地２３	R6.08.26	処分日車数３０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項　他１件	令和５年１１月２９日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（２）運行記録計による記録義務違反（運輸規則第２６条第１項）	3	3
	以下余白									